

## 【1】第123回総代会の報告

3月25日（月）午後7時より、消防防災センター4階 多目的ホールにて総代53人（全総代59人）の出席により、第123回総代会を開催しました。総代会では、以下の①～③を議案として上程し、全議案について、承認されました。

### ① 令和6年度 焼津市南部土地区画整理組合予算（案）について

歳入歳出予算総額 367,312 千円 （参考：令和5年度当初予算額 490,778 千円）

歳入		歳出	
保留地処分金	74,088 千円	需用費	4,094 千円
繰越金	242,707 千円	役務費	7,836 千円
諸収入	50,517 千円	委託料	130,639 千円
		使賃料ほか	59,531 千円
		予備費	165,212 千円
歳入総額	367,312 千円	歳出総額	367,312 千円

### ② 第11回事業計画の変更について

換地計画作成において、事業計画書の施行地区に含まれる小字脱落を確認したため、脱落小字追記に伴う事業計画の変更について、総代会の承認を得ました。

※ 今後、県に変更承認申請のうえ5月中に縦覧する予定です。

### ③ 焼津市南部土地区画整理組合定款の一部変更について（定款第3条及び第7条）

#### (1) 定款第3条の変更

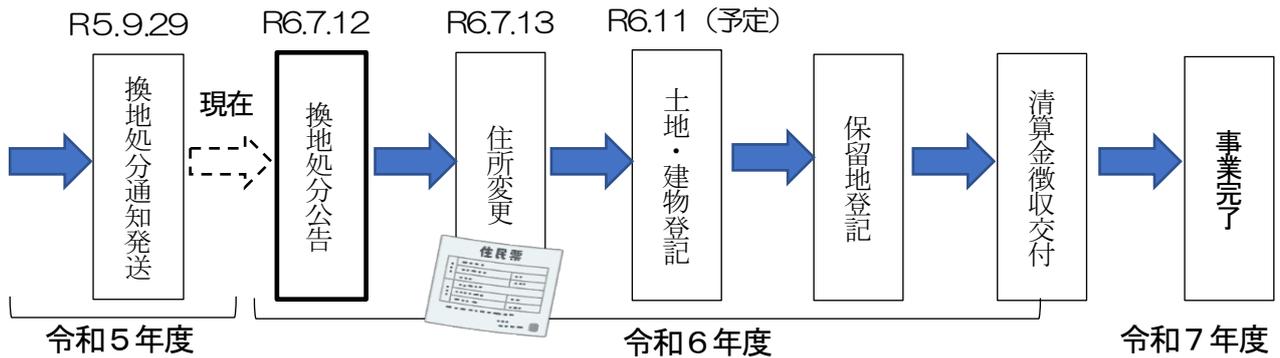
小字名に、脱落小字を追加することについて、総代会の承認を得ました。（②と関連）

#### (2) 定款第7条の追加

「資金計画において余剰金が見込める場合、保留地の一部を焼津市に寄付することができる。」を追加することについて、総代会の承認を得ました。

焼津市南部土地区画整理組合は令和7年度解散に向け事務手続きを進めていますが、6区画が未処分となっています。保留地の処分は組合解散の必須条件であることから、令和7年度において未処分保留地がある場合には、当該保留地を焼津市に寄付することとします。なお、事業推進にあたり焼津市から多額の助成金を受けたことにより、当該保留地収入が無くても組合の事業資金が不足することはありません。

## 【2】事業終了までの流れ



## 【3】換地処分後の住所変更について（お知らせ）

換地処分公告の翌日（令和6年7月13日）から区域内の住所が新しくなります。

新住所につきましては、先に送付しました換地処分通知に記載されている土地の新地番が採用されます。また、複数の土地の上に居宅が建っている場合には、床面積の多い部分が建っている土地の新地番で新住所が設定されます。区域内にお住まいの方（令和6年3月31日時点）には、新住所が記載された案内通知を、令和6年5月頃、個別に送付する予定でおりますので、ご確認ください。

なお、所在地（店舗・事務所など）も変更されるため、所在地変更手続き等のご対応をお願いいたします。

## 【4】清算金の徴収・交付について（お知らせ）

清算金は、換地処分の公告の翌日に確定し、清算金の徴収（納付）・交付は、その時点の土地所有者に対して行います。複数の換地を所有し、それぞれの換地に徴収と交付がある場合は相殺（差し引き）し、徴収または交付します。ただし、供託がある場合は相殺を行いません。

### ① 清算金徴収の場合

令和7年1月～2月頃に『清算金確定通知書』、『納付書』を送付します。必ず納付期限までにお振込みをお願いいたします。

### ② 清算金交付の場合

令和7年1月～2月頃に『清算金確定通知書』、『清算金交付請求書』、『返信用封筒』を送付します。振込み先の銀行口座を記入のうえ、期限までに組合までご返信ください。お振込みは令和7年2～3月頃を予定しております。

なお、交付清算金のある土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、交付清算金を法務局に供託（預ける）することになります。ただし、担保権者（金融機関等）から「清算金供託不要申出書」が提出された場合は、土地所有者に直接交付することができます。完済した住宅ローンの抵当権等が土地の登記簿に記載されている場合は、抵当権者と協議のうえ、法務局へ抵当権解除の手続きを速やかに行ってください。

## 【5】権利移動等の届出（お願い）

売買、相続などにより仮換地及び保留地の権利の変動が生じた場合は、速やかに権利移動等の届出提出をお願いします。